

輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱(平成10年3月30日付け10農産第2441号農産園芸局長通達)の一部改正

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(定義) 第2 (略) 2～10 (略) 11 この要綱において次のものは、植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)とみなす。 (1) 規則別表1の2の<u>3の項から9の項</u>までに掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験地下部」という。) (2) 規則別表1の2の<u>10の項及び19の項から23の項</u>までに掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験種子」という。) (3) 規則別表1の2の<u>1の項、2の項、11の項から18の項まで及び24の項</u>に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験生植物」という。) 12 (1) この要綱において「試験地下部検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験地下部について、規則別表1の2の<u>3の項から9の項</u>までに掲げる検疫有害動物(検疫有害動植物のうち有害動物であるもの。以下同じ。)の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 (2) この要綱において「試験種子検査」とは、大臣許可手続により輸入	(定義) 第2 (略) 2～10 (略) 11 この要綱において次のものは、植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)とみなす。 (1) 規則別表1の2の<u>1の項から5の項</u>までに掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験地下部」という。) (2) 規則別表1の2の<u>6の項、9の項及び11の項から14の項</u>までに掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験種子」という。) (3) 規則別表1の2の<u>7の項、8の項及び15の項</u>に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験生植物」という。) 12 (1) この要綱において「試験地下部検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験地下部について、規則別表1の2の<u>1の項から5の項</u>までに掲げる検疫有害動物(検疫有害動植物のうち有害動物であるもの。以下同じ。)の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 (2) この要綱において「試験種子検査」とは、大臣許可手続により輸入

を許可された試験種子について、規則別表 1 の 2 の10の項及び19の項から23の項までに掲げる検疫有害植物（検疫有害動植物のうち有害植物であるもの。以下同じ。）の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

（3）この要綱において「試験生植物検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験生植物について、規則別表 1 の 2 の1の項、2の項、11の項から18の項まで及び24の項に掲げる検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

13 （略）

（輸入禁止品から分離又は生成された微生物、動物、植物等の輸入許可条件の解除）

第19 （略）

2 （略）

3 前項の審査には、植物防疫官による試験地下部検査、試験種子検査及び試験生植物検査を含める。検査方法は、別表 9によるものとする。

4 （略）

（指定微生物保存機関からの譲受け）

第21 （略）

2 （略）

3 1 項の申請書が提出されたときは、植物防疫所長は、次の事項が満たされているかについて確認するものとする。

ア 当該申請書は、別表10に掲げる事項を遵守して記載されていること。

イ・ウ （略）

4～18 （略）

を許可された試験種子について、規則別表 1 の 2 の6の項、9の項及び11の項から14の項までに掲げる検疫有害植物（検疫有害動植物のうち有害植物であるもの。以下同じ。）の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

（3）この要綱において「試験生植物検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験生植物について、規則別表の 1 の 2 の7の項、8の項及び15の項に掲げる検疫有害植物の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。

13 （略）

（輸入禁止品から分離又は生成された微生物、動物、植物等の輸入許可条件の解除）

第19 （略）

2 （略）

3 前項の審査には、植物防疫官による試験地下部検査、試験種子検査及び試験生植物検査を含める。検査方法は、別表 9 及び別表10によるものとする。

4 （略）

（指定微生物保存機関からの譲受け）

第21 （略）

2 （略）

3 1 項の申請書が提出されたときは、植物防疫所長は、次の事項が満たされているかについて確認するものとする。

ア 当該申請書は、別表11に掲げる事項を遵守して記載されていること。

イ・ウ （略）

4～18 （略）

別表 1（第 2 の 1、第 3、第 4、第 5 の 3、第 16 の 2、第 21 の 2 及び 3 関係）

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名		輸入禁止品の対象
大区分	小区分	
A	1	(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる<u>植物</u>（同表に掲げる<u>地域において栽培されたものを除く。</u>）、規則別表 2 に掲げる<u>植物</u>及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもののうち規則第 14 条に規定するもの (2) 規則別表 1 の 2 の <u>3 の項から 9 の項までに掲げる生植物の地下部並びに 1 の項、2 の項、11 の項から 18 の項まで及び 24 の項</u>に掲げる生植物であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供するもののうち規則第 14 条に規定するもの
	2	(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる<u>植物</u>（同表に掲げる<u>地域において栽培されたものを除く。</u>）、規則別表 2 に掲げる<u>植物</u>及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもののうち 1 以外のもの (2) 規則別表 1 の 2 の <u>3 の項から 9 の項までに掲げる生植物の地下部並びに 1 の項、2 の項及び 11 の項から 18 の項及び 24 の項</u>に掲げる生植物であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供するもののうち 1 以外のもの
		規則別表 1 の 2 の <u>10 の項及び 19 の項から 23 の項ま</u>

別表 1（第 2 の 1、第 3、第 4、第 5 の 3、第 16 の 2、第 21 の 2 及び 3 関係）

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名		輸入禁止品の対象
大区分	小区分	
A	1	(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる<u>地域に生息する同表に掲げる植物</u>（当該地域において栽培されたものを除く。）、規則別表 2 に掲げる<u>輸入禁止品</u>及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもののうち規則第 14 条に規定するもの (2) 規則別表 1 の 2 の <u>1 の項から 5 の項までに掲げる生植物の地下部並びに 7 の項、8 の項及び 15 の項</u>に掲げる生植物であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供するもののうち規則第 14 条に規定するもの
	2	(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる<u>地域に生息する同表に掲げる植物</u>（当該地域において栽培されたものを除く。）、規則別表 2 に掲げる<u>輸入禁止品</u>及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもののうち 1 以外のもの (2) 規則別表 1 の 2 の <u>1 の項から 5 の項までに掲げる生植物の地下部並びに 7 の項、8 の項及び 15 の項</u>に掲げる生植物であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供するもののうち 1 以外のもの
		規則別表 1 の 2 の <u>6 の項、9 の項及び 11 の項か</u>

	3	でに掲げる種子であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供するもの
B～D	(略)	(略)

備考 (略)

別表 8 (第 7 の 1 関係)

指定微生物株保存機関の一覧表

指 定 微 生 物 株 保 存 機 関 名	保存菌株番号に 付される記号	所 在 地
国立研究開発法人 農業・食 品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター (CARC/NARO)	(削る。)	(削る。)
果樹茶業研究部門 (NIFTS)	MAFF	茨城県つくば市観音台 2-1-18
野菜花き研究部門 (NIVFS)	MAFF	茨城県つくば市藤本 2 - 1
畜産研究部門 (NILGS)	MAFF	茨城県つくば市観音台 3-1-1
畜産研究部門畜産飼料作物 研究拠点 (NILGS)	MAFF	茨城県つくば市池の台 2
食品研究部門 (NFRI)	MAFF	栃木県那須塩原市千本 松 768
農業環境変動研究センター (NIAES)	MAFF	茨城県つくば市観音台 2-1-12
遺伝資源センター (NGRC)	MAFF	茨城県つくば市観音台 3-1-3
国立研究開発法人 森林研	(略)	茨城県つくば市観音台 2-1-2

	3	ら14の項までに掲げる種子であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供するもの
B～D	(略)	(略)

備考 (略)

別表 8 (第 7 の 1 関係)

指定微生物株保存機関の一覧表

指 定 微 生 物 株 保 存 機 関 名	保存菌株番号に 付される記号	所 在 地
国立研究開発法人 農業・食 品産業技術総合研究機構 (新設)	MAFF	茨城県つくば市観音台 3-1-1
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
国立研究開発法人 森林総	(略)	(略)

究・整備機構 森林総合研究所 企画部（FFPRI） （略）	（略）	（略）	合研究所企画部（FFPRI） （略）	（略）	（略）
別表 9（第19の3 関係） <u>輸入許可条件の解除に係る検査の方法</u>			別表 9（第19の3 関係） <u>遺伝資源に対する検査の方法</u> （略） （注）スペースの都合で省略。別添の現行要綱を参照。		
区 分	対 象 検 疫 有 害 動 植 物	試 験 研 究 等 の 過 程 で 生 成 され た 植 物 の 部 分	検 査 方 法		
規則別表 1 の 2 に 掲げる植 物（同表 に掲げる 地域にお いて栽培 されたも のを除 く。）に対 する検査 の方法	<u>Aleurocanthus woglumi</u> （ミカンクロトゲコ ナジラミ）	<u>生植物（種 子、果実及 び地下部を 除く。）</u>	<u>全量について、生育期 中に検査（葉裏に渦巻 状に産み付けられる卵 の有無、すす病で汚染 されている葉裏の幼虫、 蛹、成虫の有無の検査） を行って本虫に侵され ていないことを確認す る。</u>		
	<u>Tuta absoluta</u> （トマトキバガ）	<u>生茎葉及び 生果実</u>	<u>全量について、生育期 中に検査を行って本虫 に侵されていないこと を確認する。</u>		
	<u>Meloidogyne chitwoodi</u> （コロンビアネコブ センチュウ） <u>Heterodera schachtii</u>	<u>生植物の地 下部</u>	<u>全量について、生育期 中に検査を行うとともに、 植物の地下部及び 培養資材について試料</u>		

<u>(テンサイシストセンチュウ)</u> <u>Meloidogyne fallax</u> <u>(ニセコロンビアネコブセンチュウ)</u> <u>Nacobbus aberrans</u> <u>(ニセネコブセンチュウ)</u> <u>Radopholus similis</u> <u>(バナナネモグリセンチュウ)</u> <u>Meloidogyne enterolobii</u> <u>Xiphinema index</u> <u>(ブドウオオハリセンチュウ)</u>		<u>を採取し、検定を行って本線虫がいなかったことを確認する。</u>
<u>Fusarium oxysporum f. sp. pisi</u> <u>(エンドウ萎ちょう病菌)</u>	種子	<u>全量について、採種用の母本の生育後期に検査を行って本菌に侵されていないことを確認する。</u>
<u>Phytophthora kernoviae</u> <u>Phytophthora ramorum</u>	<u>生植物（種子及び果実を除く。）</u>	<u>全量について、生育期中に検査を行って本菌に侵されていないことを確認する。</u>
<u>Apiosporina morbosae</u> <u>Ceratocystis fagacearum</u> <u>(ナラ類しおれ病菌)</u> <u>Deuterophoma</u>	<u>生植物（種子及び果実を除く。）</u>	<u>全量について、生育期中に検査を行って本菌に侵されていないことを確認する。</u>

<u>tracheiphila</u> <u>Eutypa lata</u> <u>Guignardia citricarpa</u> <u>Sphaeropsis tumefaciens</u> (カンキツ類てんぐ 巢病菌)		
<u>Curtobacterium</u> <u>flaccumfaciens</u> pv. <u>flaccumfaciens</u> (インゲンマメ萎ち よう細菌病菌)	種子	全量について、採種用 の母本の生育後期に検 査を行って本細菌に侵 されていないことを確 認する。
<u>Pantoea stewartii</u> (トウモロコシ萎ち よう細菌病菌) <u>Clavibacter</u> <u>michiganensis</u> subsp. <u>nebraskensis</u> (トウモロコシ葉枯 細菌病菌)	種子	全量について、採種用 の母本の生育最盛期に 検査を行って本細菌に 侵されていないことを 確認する。
<u>Broad bean stain virus</u> (ソラマメステイン ウイルス) <u>Broad bean true mosaic</u> <u>virus</u> (ソラマメトゥルー モザイクウイルス)	種子	全量について、採種用 の母本の生育最盛期に 検査を行って、本ウイ ルスに侵されていない ことを確認する。
<u>Plum pox virus</u> (ウメ輪紋ウイルス)	生植物 (種 子及び果実 を除く。)	全量について、生育初 期に検査を行って本ウ イルスに侵されていない ことを確認する。

規則別表 2に掲げ る植物に 対する検 査の方法	<u>Cylas formicarius</u> (アリモドキゾウム シ)	生茎葉及び 生植物の地 下部	全量について、生育期 中に生植物の検査を行 うとともに、生産され た地下部が本虫に侵さ れていないことを確認 する。
	<u>Euscepes postfasciatus</u> (イモゾウムシ)		
	<u>Synchytrium endobioticum</u> (ジャガイモがんし ゆ病菌)	生茎葉及び 生植物の地 下部	全量について、生育期 中に生植物の検査を行 うとともに、生産され た地下部が本菌に侵さ れていないことを確認 する。
	<u>Globodera rostochiensis</u> (ジャガイモシスト センチュウ)	生植物の地 下部	全量について、生育期 中に生植物の検査を行 うとともに、植物の地 下部及び培養資材につ いて試料を採取し、検 定を行って、本線虫が いないことを確認する。
	<u>Globodera pallida</u> (ジャガイモシロシ ストセンチュウ)		
	<u>Radopholus citrophilus</u> (カンキツネモグリ センチュウ)		
	<u>Peronospora tabacina</u> (タバコベと病菌)	生茎葉及び 生果実	全量について、生育期 中に検査を行って本菌 に侵されていないこと を確認する。
	<u>Mayetiola destructor</u> (ヘシアンバエ)	茎葉	全量について、生育期 中に検査を行って本虫 に侵されていないこと を確認する。

	<u>Balansia oryzae-sativae</u> (イネミイラ穂病菌) <u>Ditylenchus angustus</u> (イネクキセンチュウ) <u>Xanthomonas oryzae pv. oryzicola</u> (イネ条斑細菌病菌) その他の日本に産しないイネの検疫有害動植物	種子	全量について、拡大鏡を使用して検査し、変色種子を認めた場合、当該変色種子を含めた一部種子を対象にブロッター検査を実施する。
	<u>Erwinia amylovora</u> (火傷病菌)	生植物（種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。）	全量について、生育期中に検査を実施し、本細菌に侵されていないことを確認する。
	<u>Candidatus Liberibacter africanus</u> (カンキツグリーンニング病菌アフリカ型) <u>Candidatus Liberibacter americanus</u> (カンキツグリーンニング病菌アメリカ型) <u>Candidatus Liberibacter asiaticus</u> (カンキツグリーンニング病菌アジア型)	生植物（種子及び果実を除く。）	全量について、生育期中に検査を実施し、本細菌に侵されていないことを確認する。
規則別表 2 の 2 に	<u>Bactericera cockerelli</u> <u>Bactericera nigricornis</u>	生茎葉及び生果実	全量について、葉に付着した卵の有無並びに

掲げる植物であって同表の基準に適合しないものに対する検査の方法			茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本虫に侵されていないことを確認する。
	<u>Bactericera trigonica</u> <u>Trioza apicalis</u>	生茎葉	全量について、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本虫に侵されていないことを確認する。
	<u>Circulifer tenellus</u> (テンサイヨコバイ)	生茎葉	全量について、茎葉に差し込むように産み付けられた卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本虫に侵されていないことを確認する。
	<u>Diabrotica undecimpunctata</u> (ジュウイチホシウリハムシ) <u>Naupactus leucoloma</u> (シロヘリクチブトゾウムシ) <u>Otiorhynchus ovatus</u>	生植物（種子及び果実を除く。）	全量について、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を実施し、本虫に侵されていないことを確認する。

<u>(イチゴクチブトゾウムシ)</u>		
<u><i>Scolytus multistriatus</i></u> <u>(セスジクイムシ)</u>	<u>木材</u>	<u>全量について、侵入孔及び脱出孔の有無並びに樹皮下の孔道内の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査を実施し、本虫に侵されていないことを確認する。</u>
<u><i>Scolytus scolytus</i></u> <u>(ヨーロッパニレノクイムシ)</u>		
<u><i>Ophiostoma novo-ulmi</i></u> <u>subsp. <i>novo-ulmi</i></u>	<u>生植物（種子及び果実を除く。）及び木材</u>	<u>全量について、本菌の媒介害虫の有無並びに本菌による葉の黄化又は萎凋、枝枯れの病徴及び枝や幹の樹皮を剥ぐと見られる褐色の条斑等の病徴の有無の検査(疑わしい症状に対する精密検定を含む)を行って本菌に侵されていないことを確認する。</u>
<u><i>Acidovorax avenae</i></u> <u>subsp. <i>citrulli</i></u> <u>(スイカ果実汚斑細菌病菌)</u>	<u>種子</u>	<u>全量について、収穫期前（果実の成熟期）に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査を行って本細菌に侵されていないことを確認する。</u> <u>又は、種子について、栽培検定又は PCR 法、LAMP 法等の適切な遺伝子的手法による検定</u>

		を行って本菌に侵されていないことを確認する。 なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した30,000粒について検定を実施する。
<u>Candidatus Liberibacter solanacearum</u>	生植物（果実を除き種子を含む。）	全量について、生育期中に PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認する。
<u>Pseudomonas syringae pv. actinidae biovar3</u>	生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。）	全量について、生育期中に PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認する。
<u>Spiroplasma citri</u> <u>Xylella fastidiosa</u>	生植物（種子及び果実を除く。）	全量について、展葉期中に ELISA 法等の適切な血清学的方法又は PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認する。

		る。
<u>Pepino mosaic virus</u>	生植物（果 実を除き、 種子を含 む。）	種子について、ELISA 法等の適切な血清学的 方法又は RT-PCR 法等 の適切な遺伝子的手法 による検定を行って本 ウイルスに侵されてい ないことを確認する。 なお、種子について検 定する場合、国際種子 検査協会が定める国際 種子検査規程の抽出方 法に準拠した方法で同 一の荷口単位から無作 為に抽出した4,600粒に ついて、ELISA 法では 最大250粒ずつ、RT-PCR 法では、最大400粒ずつ 検定を実施する。 又は、全量について、 生育期中に ELISA 法等 の適切な血清学的手法 又は RT-PCR 法等の適 切な遺伝子的手法によ る検定を行って本ウイ ルスに侵されていない ことを確認する。
<u>Potato spindle tuber viroid</u>	生植物（果 実を除き、	種子について、RT-PCR 法等の適切な遺伝子的

<u>(ジャガイモやせいも</u> <u>ウイロイド)、</u> <u>Columnea latent viroid、</u> <u>Tomato apical stunt</u> <u>viroid、</u> <u>Tomato chlorotic dwarf</u> <u>viroid、</u> <u>Pepper chat fruit viroid</u>	<u>種 子 を 含</u> <u>む。)</u>	<u>手法による検定を行っ</u> <u>て本ウイロイドに侵さ</u> <u>れていないことを確認</u> <u>する。なお、種子につ</u> <u>いて検定する場合、国</u> <u>際種子検査協会が定め</u> <u>る国際種子検査規程の</u> <u>抽出方法に準拠した方</u> <u>法で同一の荷口単位か</u> <u>ら無作為に抽出した4,6</u> <u>00粒について、最大400</u> <u>粒ずつ検定を実施する。</u> <u>又は、全量について、</u> <u>生育期中に RT-PCR 法</u> <u>等の適切な遺伝子的手</u> <u>法による検定を行って</u> <u>本ウイロイドに侵され</u> <u>ていないことを確認す</u> <u>る。</u>
<u>Mexican papita viroid</u> <u>Tomato planta macho</u> <u>viroid</u>	<u>生植物（種</u> <u>子及び果実</u> <u>を除く。）</u>	<u>全量について、生育期</u> <u>中に RT-PCR 法等の適</u> <u>切な遺伝子的手法によ</u> <u>る検定を行って本ウイ</u> <u>ロイドに侵されていない</u> <u>ことを確認する。</u>

注 1 検査場所は、許可を受けた施設又は植物防疫所検定室とする。ただし、隔離栽培対象については、植物防疫所の隔離ほ場における特定検定施設とする。

注 2 生成された種子については、拡大鏡を使用して検査し、変色種子を

認めた場合、ブロッター検査を実施する。

注3 上記以外の検疫有害動植物については、輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）、輸入青果物検疫要綱（昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達）、輸入穀類等検疫要綱（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）、輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達）及び特定重要病虫害検疫要綱（昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達）に記載された検査方法その他適切な検査方法により検査を行って検疫有害動植物に侵されていないことを確認する。

（削る。）

（注）別表9及び別表10を結合した新しい表（別表9）とする。

別表10（第21の3関係）

輸入検疫有害菌譲受許可申請書の記載留意事項

項 目	記 載 方 法
（略）	（略）

別表10（第19の3関係）試験種子の検査の方法

（略）

（注）スペースの都合で省略。別添の現行要綱を参照。

別表11（第21の3関係）

輸入検疫有害菌譲受許可申請書の記載留意事項

項 目	記 載 方 法
（略）	（略）